

別記第11号様式（第16条関係）

一般廃棄物処理業許可証

第 2 0 号 許 可
令和 6 年 4 月 1 5 日

住 所 帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2
有限会社 タナベ
氏 名 代表取締役 田邊 宏 様

更別村長 西 山



令和 6 年 4 月 9 日付をもって申請のあった一般廃棄物収集運搬業について、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき次のとおり
許可します。

事業の	収集・運搬・中間処理 最終処分の別	収集・運搬
範 囲	取扱う一般廃棄物の種類	家屋解体に伴う一般廃棄物・遺品等 伐根、草木、ボサ等
営 業 所 の 所 在 地 及 び 名 称	帯広市西 2 3 条北 4 丁目 1 番地 2 有限会社 タナベ	
許 可 期 間	令和 6 年 4 月 2 3 日から 令和 8 年 4 月 2 2 日まで	
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	更別村全域	
許可条件	収集した廃棄物の 搬 入 場 所	・十勝圏複合事務組合くりりんセンター 帯広市西 2 4 条北 4 丁目 1 番地 5 ・山口重機有限会社 南町処理場 帯広市空港南町南 1 1 線西 3 2 番 1 外
	そ の 他	各種関連法規を遵守すること。